

急募！ 日和佐保育園臨時職員（保育士）募集

- 1. 職種と要件** 臨時保育士 1名
保育士資格のある方。心身共に健康で、地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人。
- 2. 勤務場所** 美波町日和佐保育園（住所：美波町奥河内字弁才天7-9）
- 3. 勤務条件等**
 - ◆勤務日数 週5日（週休2日制）
 - ◆勤務時間 ローテーション勤務（7:30～18:15の間で、変則勤務）
 - ◆有給休暇 6ヶ月で5日、夏季休暇3日
 - ◆賃金 月額 142,000円
 - ◆賞与 6月（100,000円）、12月（150,000円） ※ただし勤務開始日により変更あり
 - ◆雇用期間 勤務開始日応相談～平成24年9月30日まで（更新により、翌年3月31日まで）
 - ◆通勤手当 正規職員に準じて支給します。
 - ◆その他 社会保険・雇用保険等加入
- 4. 必要書類** 自筆の履歴書（市販の用紙、写真貼付）と保育士証の写しを持参または郵送
- 5. 試験** 面接。日時はお応募いただいた方へ個別通知します。
- 6. 受付期間** 平成24年4月27日（金）午後5時15分まで。（郵送の場合、当日消印有効）



【お問い合わせ・申込み先】 役場総務企画課 ☎ 77-3611

○平成24年度 町税のお知らせ

①町税及び国民健康保険税の納期及び納税通知書について

平成24年度の町税及び国保税（特別徴収を除く）の納期は次のとおりです。

また、各税目の納期限（各納期の月末）までに税金が納付されない場合、一定期間経過後に督促状が発せられ、1件100円の督促手数料がかかりますので、納期限を忘れずに納付して下さるようお願いいたします。

なお、納税通知書は、各税目ごとに1年分を1冊にまとめた冊子形式となっていますので、紛失等しないよう大切に保管してください。

また、納付の際に督促状や随時用の納税通知書で納付された場合は、二重納付の原因となりますので、当初にお送りした納税通知書と合わせて保管してください。特に、固定資産税と国保税の領収証書については、美波町過誤納補てん金支給規則に規定する資料となりますので、大切に保管してください。

○町税の納期限

税目	期別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税	1期	1期											
固定資産税	3期		1期				2期			3期			
個人町民税	3期			1期			2期			3期			
国民健康保険税	6期				1期	2期		3期	4期		5期	6期	

※個人町民税及び国民健康保険税の公的年金等からの特別徴収対象者の方は、年金支払月毎に特別徴収させていただきます。

②口座振替制度の利用について

町税等の納付には、「安全」で「便利」な口座振替制度の利用をお勧めします。納付書により直接役場などに納めに行く手間が省け、また、納期限を忘れてしまうことなく、納め忘れもありません。

新たに口座振替を希望される方は、預金通帳、印鑑、納税通知書を持参のうえ、町内各金融機関の窓口で手続きをしてください。

なお、口座振替利用者の方には、領収証書の発行は省略させていただいており、1年間の町税の納期限が全て終了した3月下旬に「町税口座振替領収済通知書」により1年間に納付していただいた町税等の納付状況をお知らせいたします。（確定申告等に必要国保税の納付証明書は、随時発行できますので保健福祉課又は由岐支所住民室までお問い合わせください。）

③美波町過誤納補てん金支給規則について

この規則は、瑕疵ある賦課決定に基づき納付又は納入された固定資産税若しくは国民健康保険税の資産割に係る部分で、地方税法に規定する時効によって還付することができない過誤納金に相当する額を納税者に返還するものです。過誤納金の還付期間は課税台帳の保存期間である10年間（ただし、納税者の保管する資料等で過誤納金の確認ができる場合は、その確認できる期間までとしますが、20年を限度とします。）とし、5%の利息相当額を加算して過誤納金を還付することとしています。詳しくは税務課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎ 77-3615 由岐支所住民室 ☎ 78-2211
保健福祉課 ☎ 77-3614（国民健康保険税）